

19消安第14948号
平成20年3月28日

社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

動物薬事につきましては、平素より御理解、御協力をいただき感謝いたします。

動物用医薬品等の製造販売承認申請書に添付することを必要としない資料については、薬事法関係事務の取扱いについて（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の別紙1の別表第三及び別紙2に示しているところです。

今般、別紙1の別表第三の医薬品の区分の追加等のため、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、同日から施行することとしましたので、貴協会会員への周知をお願いします。